

表面

返還期限猶予の証明書一覧

マイナンバーを提出した場合は、『マイナンバーで省略可能』項目に「○」と記載されている証明書は、提出を省略できます。
例えば、「生活保護受給中」事由での「生活保護受給証明書」、「経済困難」事由での「所得証明書」などは、マイナンバーが提出されていれば、ご用意いただく必要はありません。
ただし、情報連携を利用しても必要な情報が取得できない場合は証明書を提出していただく場合もあります。

願出の事由		証明書の種類	マイナンバーで省略可能	証明書発行者	備考	猶予期間
1. 傷病		① 診断書 (最近2か月以内発行) ※「 就労困難 であること」の記載があること。 ※加療開始時期から現在までも就労困難である場合は、 加療開始時期(又は発症時期)から「 現在も就労困難 」という記載があること。 ※上記内容を医師に追記してもらう場合、追記日・担当医署名が必須。 【 希望猶予期間中に就労している場合、①及び② 】 ②「 経済困難 」(裏面参照)又は「 新卒等 」(下記参照)の 証明書 ※給与所得者は年間収入(税込)200万円以下 (給与所得以外の所得を含む場合は年間所得130万円以下)が承認の基準。	①×	①医師・病院長	※ 休職中の給与の記載がない場合、及び休職期間 については、「4.経済困難」の「⑥休職証明書」の※をご覧ください。(裏面参照)	当該1年ごと継続する出期間。
		【 休職している場合、①～③の全て 】 ②「 経済困難 」(裏面参照)又は「 新卒等 」(下記参照)の 証明書 ③ 休職証明書 (休職中の給与と休職期間明記)	③×	③勤務先		
		2. 生活保護受給中 生活保護受給証明書 (最近2か月以内発行)	○	社会福祉事務所長		
3. 失業中 (①～④のいずれか)		① 雇用保険受給資格者証(求職活動記録面含む)のコピー ② 雇用保険被保険者離職票のコピー ③ 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書のコピー (喪失理由が離職で、離職年月日が確認できる場合に限る)	①～③△ ※ハローワークで雇用保険の手続きをしていれば省略可(①の求職活動記録面を除く)	①～③ 職業安定所長(ハローワーク)	※①の場合、求職活動記録面のコピーの提出は 省略できません 。 【次回返還期日より後に離職している場合】 「 経済困難 」(裏面参照)又は「 新卒等 」事由による猶予願出をするか、 離職月の前月までの返還金をご入金ください 。	他の取得年数制限1年より事由に願ひ算出して10年が限度。
		④ 失業者退職手当受給資格証のコピー	④×	④公務員の任命者		
		【上記①～④の証明書の取得が困難な場合、⑤又は⑥】 ※上記①～④の証明書が取得困難な事由を特記事項欄(別紙可)に記入すること ⑤雇用関係が終了したことが確認できるもののコピー(退職証明書等) ⑥健康保険厚生年金保険資格取得(喪失)証明書のコピー (退職の記載があるもの)(保険者番号、被保険者等記号・番号は黒塗りしてください)	⑤⑥×	⑤⑥ 退職した勤務先		
		【次回返還期日の 7か月以上前に離職 している場合】 「 経済困難 」又は「 新卒等 」事由による猶予願出となるが、①の求職活動記録面のコピーにより、雇用保険説明会参加等で離職後に就職活動を行っていることが確認できる場合、その活動の日付が、次回返還期日の6か月以内かつ離職日より 1年以内 であれば、「失業中」事由とする。 【次回返還期日の7か月以上前に離職しており、さらに年間収入(税込)300万円(自営業等の場合は年間所得200万円)を超える場合】 上記①～⑥のいずれかの証明書及び経済困難の証明書に加えて、⑦を提出してください。 ⑦健康保険証、マイナポータル健康保険証等情報画面又は資格確認書のコピー (保険者番号、被保険者等記号・番号及び二次元コードは黒塗りしてください) ※⑦に被扶養者の記載がない場合(国民健康保険証等)は、下記⑧も提出してください。 ⑧ハローワークカード(受付票)コピー(最近4か月以内発行)	「経済困難」(裏面参照) ⑦△ ※マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていれば省略可。 ⑧×	⑦保険者 ⑧ハローワーク		
		4. 経済困難については裏面参照				
5. 災害		【罹災月から12か月以内】 ① 罹災証明書	①× 「経済困難」、「新卒等」参照	①市区町村長・消防署長	1年ごとに願ひ出る。 当該災害の発生から5年が限度。 ※当該災害に伴う避難勧告もしくは指示により帰宅できない、又は立ち退きにより自宅に居住できない状況が継続している場合は、起因する災害発生から5年経過しても願出は可能。	
		【罹災月から13か月以降の場合、①に加えて下記】 ・「 経済困難 」又は「 新卒等 」の 証明書 (当該災害に伴う避難勧告もしくは指示により帰宅できない、又は立ち退きにより自宅に居住できない状況が継続している場合は、①罹災証明書のみで審査可能)				
6. その他	新卒等(卒業・退学・在学期間終了後1年以内で無職・未就職・低収入又は大学・大学院などに進学する準備中)	令和6年(2024年)12月以降に卒業又は退学等された方は証明書の提出を省略できます。 卒業・退学等の翌年7月以降は「 経済困難 」事由で願ひ出てください。				他通の算得年数10年に願ひ出る。事由による。
	外国で研究中	在籍証明書 又は 所属機関の証明書 と 所得の証明書 (円換算した金額を添付) 収入金額に研究費が含まれる場合、研究費の金額がわかる証明書 (円換算) ※上記いずれも日本語訳を添付	×	在籍学校長・所属機関の長		
	産前休業・産後休業及び育児休業	【 ①及び② 】 ① 休業証明書 (休業中の給与・休業期間・休業事由が明記されたもの) ※(休業証明書に記載された有給期間が希望期間に含まれる場合、当該期間については、経済困難の収入(所得)基準に準じて審査します。) ②「 経済困難 」又は「 新卒等 」の 証明書	①× 「経済困難」、「新卒等」参照	①勤務先	※休職中の給与の記載がない場合、及び休職期間については「4.経済困難」の「⑥休職証明書」の※をご覧ください。	1年ごとに願ひ出る。 当該事由が継続する期間。
	大学校在学	在学証明書 又は 在籍期間証明書 ※防衛大学校、防衛医科大学校、海上保安大学校、気象大学校、職業能力開発総合大学校、国立看護大学校に在籍の場合	×	大学校長等	1回の願出により 修業年限が終了するまでの期間。	
	海外派遣	【 ①及び② 】 ※青年海外協力隊派遣・海外農業研修等 ① 派遣証明書 (派遣期間要明記)・ 研修生の証明書 (研修期間要明記) ②「 経済困難 」(年間収入(税込)300万円を超える場合は「 失業中 」の証明書も併せて提出)又は「 新卒等 」の 証明書	①× 「経済困難」、「新卒等」、「失業中」参照	①国際協力機構・国際農業者交流協会等	1回の願出により 派遣・研修が終了するまでの期間。	

※各種証明書は、「コピー」と記載がないものは全て「**原本**」が必要です。また、上記証明書の他、**追加の証明書**が必要になる場合があります。
※健康保険証、マイナポータル健康保険証等情報画面又は資格確認書のコピーを添付する際には、必ず保険者番号、被保険者等記号・番号及び二次元コードに黒塗り(マスキング)をして提出してください。

裏面

返還期限猶予の証明書一覧

マイナンバーを提出した場合は、『マイナンバーで省略可能』項目に「○」と記載されている証明書は、提出を省略できます。
例えば、「生活保護受給中」事由での「生活保護受給証明書」、「経済困難」事由での「所得証明書」などは、マイナンバーが提出されていれば、ご用意いただく必要はありません。
ただし、情報連携を利用しても必要な情報が取得できない場合は証明書を提出していただく場合もあります。

届出の事由	証明書の種類	マイナンバーで省略可能	証明書発行者	備考	猶予期間	
4・経済困難	令和7年度(令和6年分)の①～③のいずれか ※令和7年度の証明書は令和7年1月1日現在住民登録のあった市区町村役場で発行されます。			※ 令和6年(2024年)12月以降に卒業又は退学等された場合は、「新卒等(卒業・退学・在学期間終了後1年以内で無職・未就職・低収入又は大学・大学院などに進学する準備中)」の事由による猶予願出となり、証明書の提出を省略できます。	他の取得年数ごとに願出する。10年限ありと通算して	
	①所得証明書	①○	①～③ 市区町村長			
	②市・県民税(所得・課税)証明書 (収入金額又は所得金額が明記されているもの。課税額のみは不可)	②○				
	③住民税非課税証明書	③○				
	上記証明書記載の年間収入(税込)が300万円を超える方(自営業等の場合は年間所得200万円を超える方)は、①～③のいずれかの証明書を併せて、下記の証明書を追加で提出してください。					
	・今年分の推定年収が基準額を下回る場合の追加証明書・・・④・⑤いずれか1点 ④直近連続3か月分の給与明細コピー又は給与証明書・勤務先による減収証明書(見込み可) (事業所名・奨学生本人氏名・支給年月・総支給額が明記されたもの) (勤務先が2か所以上あるときは全て同一月のもの) ⑤奨学生本人の収入がわかる帳簿、直近連続3か月分のコピー(自営業等の場合に限り有効。会計ルールに則った会社名(個人名)、年月、月毎の収入・支出の内訳・合計額が明記された帳簿が必要)	④× ⑤×	④勤務先			
	・減収の理由が休職による場合の追加証明書 ⑥休職証明書 (休職中の給与・休職期間が明記されたもの) ※休職中の給与の記載がない場合は、休職中の給与がわかる就業規則や契約書等のコピーも併せて必要。 ※休職証明書の休職期間については、以下(1)～(3)のいずれかが明記されていること。 (1)休職期間の「開始日」と「終了日」 (2)終了日が確定していない場合は、「開始日」と「予定の終了日」 (3)終了日が未定の場合は、「開始日」と「現在休職中であること」に加えて、「休職期間の終了日は未定のため記載できない」と明記されていること。	⑥×	⑥勤務先			
・特別研究員の場合の追加証明書 ⑦研究員の証明書及び研究費の金額がわかる証明書等	⑦×	⑦日本学術振興会等所属機関の長				
※外国居住の低所得者の場合 直近連続3か月分の給与明細コピー又は給与証明書(④と同一事項明記)とビザのコピー (ビザは本人名の記載のある部分と有効期間がわかる部分のコピー) ※上記いずれも日本語訳を添付		×				

※各種証明書は、「コピー」と記載がないものは全て「原本」が必要です。 また、上記証明書の他、追加の証明書が必要になる場合があります。

※猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金の猶予適用事由は「経済困難」又は「新卒等」のみです。ただし、「経済困難」事由での猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金の猶予の適用には、奨学生本人が地方税法上の「被扶養者(控除対象配偶者又は扶養親族)」である場合、本機構が定める要件に合致する必要があります(要件に合致する証明書を提出してください)。なお、それ以外の事由による願出は、一般猶予の扱いとなります。

◆返還期限猶予の認定にあたっての収入・所得金額の基準◆

○給与所得者の場合・・・年間収入金額(税込)が300万円以下(「傷病」事由及び「奨学金返還期限猶予(延滞据置)」は200万円以下)

○給与所得以外の所得を含む場合・・・年間所得金額(必要経費等控除後)が200万円以下(「傷病」事由及び「奨学金返還期限猶予(延滞据置)」は130万円以下)

※収入・所得金額が基準の金額以下でも、本人の世帯人数や返還の状況等によっては、追加の証明書類等を求める場合や、引き続き返還をお願いする場合がありますのでご留意願います。

※【外国の大学・大学院等に留学している場合】猶予期間は、その学校に在籍している期間となります(1年毎の願出が必要)。令和2年4月以降に取得可能な在学猶予取得年数が通算10年までとなります。入学後に申請する場合は「在学証明書コピー(日本語訳添付)」とビザのコピー(日本語訳添付)を提出してください。
入学前に申請する場合は「入学許可書コピー(日本語訳添付)」とビザのコピー(日本語訳添付)を提出してください(猶予期間は入学月から6か月間)。ただし語学学校等では在籍期間が9か月未満の場合は、「一般猶予」となります。猶予の期間は他の取得年数制限あり事由と通算して10年が限度となります。

※健康保険証、マイナポータル健康保険証等情報画面又は資格確認書のコピーを添付する際には、必ず保険者番号、被保険者等記号・番号及び二次元コードに黒塗り(マスキング)をして提出してください。

※給付奨学金の返還の場合、10年の上限はありません。

◎詳しくはホームページ等をご覧ください。返還期限猶予のホームページ https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/index.html

